

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（タオル製造職種）案について（概要）

令和7年9月
出入国在留管理庁
厚生労働省人材開発統括官

1 改正の趣旨

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「法」という。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「規則」という。）は、別表第1において技能実習評価試験を、別表第2において第2号技能実習及び第3号技能実習を行うことができる職種及び作業（以下「移行対象職種・作業」という。）を掲げているところ、今般、タオル製造職種及びタオル縫製作業に係る技能実習評価試験を追加し、移行対象職種・作業としてタオル製造職種及びタオル縫製作業を追加するもの。

2 改正の概要

規則別表の該当部分に次の項を加える。

【別表第1】（技能実習評価試験）

5 繊維・衣服関係

職種	作業	試験	試験実施者
タオル製造	タオル縫製作業	タオル製造技能実習評価試験	一般財団法人日本タオル検査協会

【別表第2】（移行対象職種・作業）

5 繊維・衣服関係

職種	作業
タオル製造	タオル縫製作業

3 根拠法令

法第8条第2項第6号及び第9条第2号（法第11条第2項において準用する場合を含む。）

4 施行期日等

公布日 令和8年1月頃（予定）

施行期日 公布日